

改正案	現 行
<p>埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例 (設置)</p> <p>第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受けた県経済の回復及び活性化を図るための事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条～第六条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>令和十一年三月三十一日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例 (設置)</p> <p>第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の<u>まん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに</u>県経済の回復及び活性化を図るための事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条～第六条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>令和十年三月三十一日</u>限り、その効力を失う。</p>